

(別紙)

規制改革実施計画

令和5年6月16日

<グリーン分野>

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S + 3 Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、カーボンニュートラルの実現に向けては、EV普及に向けた充電器の整備のための規制・制度の見直し等も必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	EV用充電器の整備に係るロードマップの策定	カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係る下記ロードマップを策定する。 a 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ b a以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ	a：措置済み b：令和5年度上期 目途措置	経済産業省 国土交通省
2	サービスエリアパーキングエリア（SA・PA）の充電器の設置	全国的高速道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性（更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮（電線の埋設管路の設置等））を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速道路会社や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。	措置済み	国土交通省 経済産業省
3	高速道路近傍の	国土交通省は、高速道路の一部のSA・P	令和6年度措置	国土交通省

	E V充電器利用のための高速道路からの一時退出の実現	AにおけるE Vの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のE V用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やE V用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。		経済産業省
4	道の駅における急速充電器の整備	全国の道の駅において、高出力の急速充電器を設置する際、E V用充電器の設置主体となる事業者の責任の下、充電能力の拡張性（更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮（電線の埋設管路の設置等））を確保しつつ、円滑にE V用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省から道の駅の設置者である市町村等に対し、当該事業に協力するよう通知を発出する等の措置を行う。	令和5年度上期目途措置	国土交通省
5	E V用充電器の設置促進に係る補助制度の検討	E V用充電器に対する設置促進に係る補助制度において、ロードマップと整合性のある、真に必要で利便性向上につながる計画（箇所、設置基数など）を持つ事業者による充電器設置が進むことや、将来の能力拡張（出力、基数）がスムーズに進むことを目的に、要件等を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
6	一般道における道路占用許可等の基準の明確化	一般道にE V用充電器を設置する際の道路占用許可等の基準を各自治体が定めやすいよう、国がガイドライン等を作成・公表し、各自治体に周知を行う。	措置済み	国土交通省
7	緑化地域制度におけるE V用充電器スペースの扱いの見直し	緑化地域における商業施設等において設置されるE V用充電器スペースの扱いについて、緑化率の算定方法を整理した上で、通知等により全国の地方公共団体宛てに示し、かつ公表する等の措置を講ずる。	令和5年度上期措置	国土交通省
8	新築集合住宅へのE V用充電器の設置の促進	a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのE V用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行う。 b 経済産業省において、補助制度の改善等を図るとともに、国土交通省と協力して、自治体における補助制度との連携や事業者に対する支援措置の周知・普及を行う。	令和5年度上期目途措置	国土交通省 経済産業省

9	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化を図るため、管理組合の合意形成の円滑化に資する具体的な方策として、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等について、法務省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省 国土交通省 経済産業省
10	月極駐車場へのEV用充電器の設置の促進	月極駐車場へのEV用充電器の設置促進のため、充電器に関する補助制度について、月極駐車場が補助対象であることを含めて、充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を行う。	令和5年度上期措置	経済産業省
11	集合住宅における充電スペースに係る総合設計制度上の扱いの合理化	国土交通省はa及びbの場合について、充電器を一般に開放する場合か否かにかかわらず、「敷地内にEV充電器を設置する建築物」を市街地の環境の整備改善に資するものとして、建築基準法に基づく総合設計制度による容積率割増しを行うことについて検討した上で（その際には、当該充電用スペースが公開空地になる場合と同等水準の容積率の割増しを行うことについても検討する。）、各地方公共団体に通知する等の必要な措置を講ずる。 a 新築の集合住宅の建設の際に、当該集合住宅の駐車場等も含めた敷地内にEV用充電器を設置する場合 b 既存の集合住宅において、既に設定されている公開空地にEV用充電器を設置する場合	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
12	EV用充電器を設置している住宅の取得を促す措置	EV用充電器を設置している住宅の取得を促すインセンティブ制度の導入に向けて、必要な措置を講ずる。	措置済み	国土交通省
13	集合住宅の駐車場の附置義務に関するEV用充電器スペースの算入可否の明確化	経済産業省が作成するEV充電器普及のロードマップの方針を踏まえ、駐車場法に基づく附置義務制度の考え方を示すとともに、地域の実情に応じた事例を紹介すること等を内容として、駐車場法に基づく附置義務条例を制定し得る地方公共団体に対して通知を発出するとともに、その内容を公表する等の必要な措置を講ずる。	令和5年度上期目途措置	国土交通省 経済産業省
14	大規模小売店舗	経済産業省はショッピングセンター、ホー	a：措置済み	経済産業省

	立地法における 駐車場収容台数 についてのＥＶ 用充電器付き駐 車スペースの算 入に係る明確化	ムセンター、スーパーなど大規模小売店舗に 設置するＥＶ用充電器付きの駐車スペース に関し、下記の場合について、大規模小売店 舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）上の必要 な駐車場の台数に算入可能である旨を明確 にするため、自治体に対し、通知の発出等必 要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容 をホームページ上で公表する。 a 例えば、ＥＶ等を優先する駐車マス等Ｅ Ｖ以外の自動車（ガソリン車等）の利用を完 全に排除しないような場合 b 「ＥＶ専用」駐車スペースとする場合	b：令和５年度検 討・結論、結論を得 次第速やかに措置	
15	ＥＶ用急速充電 器の消防法上の 設置方法及び届 出等の解釈の統 一化	ＥＶ用急速充電器の設置方法に係る関係 規定の解釈や届出の際の提出書類について、 各消防管区で統一化を図るため、通知を発出 する等の措置を講じ、周知を行う。	措置済み	総務省
16	受電電圧600V以 上のＥＶ用充電 器について一般 ＥＶユーザーが 扱えることの解 釈の明確化と周 知等	経済産業省は、受電電圧600V以上のＥＶ 用急速充電器について、ＥＶの一般ユーザー が充電行為を行える旨について、例えば「電 気設備の技術基準の解釈の解説」等に追記す ることにより、広く周知を行う。	令和５年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省
17	「高圧」扱いと なる場合のＥＶ 用充電器の安全 な施設方法の明 確化	a 電圧が直流750Vを超え、1500V以下のＥ Ｖ充電器用充電ケーブルについて、海外の基 準も検討材料とした上で、電気設備の技術基 準の解釈等において、ＥＶ充電器用充電ケー ブルの構造要件を明確化するとともに、自家 用電気工作物となるＥＶ用充電器の技術基 準について明確化し、周知する。 b ＥＶ用充電器に係る高圧の機械器具につ いて、現状、機械器具をコンクリート製の箱 等に収め、充電部分が露出しないように施設 するといった基準があるが、具体的にどのよ うな設置形態とすれば、上記の規制に抵触し ないのか、施設方法等を明確化すること。	令和５年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省
18	高電圧のＥＶ用 充電器の保安を 担当する主任技 術者に関する制 度の合理化	今後、主任技術者の高齢化によりＥＶ用充 電器の保安の担い手が不足する一方で、ＥＶ 利用者の利便性の観点からは、高出力・高電 圧の充電器の設置が求められる。このような 中で、より多くのＥＶ用充電器の保安を主任	令和５年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省

		技術者が担当できるよう、経済産業省において、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置する。		
19	急速充電器の互換性の確保	特定のEVのみしか接続できない仕様となっている急速充電器について、自社のユーザー向けのサービスとして設置している状況を尊重しつつ、他の規格との接続性を高め、他のユーザーの利便性が向上するよう必要な措置を検討し、検討結果に応じた措置を講ずる。	可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
20	急速充電器の互換性テストを行う環境の構築	CHAdeMOの認証を取得した充電器であっても、EVと接続できない場合や所定の受電出力が出ない事象が発生している。このため、希望する車両メーカーが、CHAdeMOの認証を受けた様々な充電器と接続確認ができる場を提供する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
21	普通充電器の出力上限の見直し	普通充電器の充電時間の短縮による利便性向上の観点から、JARI認証における6kWの上限について、海外の規格等を参考とし、より高出力のものまで認証されるよう検討する。	令和5年度末目途措置	経済産業省
22	EV用充電器を設置した事業者等を適切に評価する仕組みの構築	地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める「地球温暖化対策計画書制度」に関して、当該制度に係るガイドラインにおいて、事業者によるEV用充電器の設置等を評価項目例として新たに追加するとともに、その好事例を記載する。	措置済み	環境省
23	EV用充電器の不具合発生時の復旧作業の合理化に向けた取組	EV用充電器について、不具合が発生した際に、可能な限り遠隔監視・制御技術によるリセット（再起動）を可能とし、EV用充電器の利便性を向上させるため、例えば、OCPP（Open Charge Point Protocol）を搭載したEV用充電器を普及させるための施策を実施する等の必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
24	屋外広告物条例におけるEV用充電器案内看板の設置基準の整	公共性が高く、全国的に設置されるEV充電器の案内看板の扱いについて、対応が異なる各地方公共団体における具体的な判断の相違点を含め必要な点の実態を整理し、地方	令和5年度上期措置	国土交通省

	理	公共団体に対し国土交通省より通知を発出するなど技術的助言等の必要な措置を講ずるとともに十分な周知を行う。		
--	---	--	--	--

(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	ECHONET Lite機器の接続性の確保に向けた措置	ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされることなく、メーカーを問わず、全てのECHONET Liteの認証を取得したHEMSコントローラーと接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
26	新たなスマートホームシステムへの対応	ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下においても、住宅内において、消費者の利便性の観点も踏まえ、既存の特定の通信規格によらず各機器が接続できる環境の構築が重要である。このため、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするためのガイドラインの活用に向けて、事業者働きかけを行う。	令和5年10月までの可能な限り早期に措置	経済産業省
27	HEMSに係る目標の策定	HEMSは自家消費の最適化や、それを通じた省エネにも有効であり、HEMSに係る国の目標・指標等を適切に設定する必要がある。この点、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」や「2020年度における地球温暖化対策計画」の進捗状況における導入率や指標について、現状では、「スマートホームデバイス」が含まれているところ、 a 「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実施に係る省エネ目標については、aにおける検討結果等を踏まえて修正要否について検	a：令和5年内のできるだけ早期に開始 b：令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省